

# 公立大学法人和歌山県立医科大学組織規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第12号  
 最終改正 令和4年3月28日和医大規程第114号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）に基づき公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）の組織について必要な事項を定めることにより、その所掌事務を明確にし、もって適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(規定の範囲)

第2条 法人又は大学の組織、所掌事務及び職制については、法令、和歌山県条例、定款又は組織運営規則に別段の定めがあるものを除き、すべてこの規程により定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、臨時又は特別な事務を処理させるため設置する組織については、別に定めるところによるものとする。

(推進本部等の組織)

第3条 法人に産官学連携推進本部、地域・国際貢献推進本部及び危機対策室を置き、それぞれの内部組織及び所掌事務は、次表のとおりとする。

内部組織			所掌事務
産官学連携推進本部	産官学連携センター	企画戦略部門	1 産官学連携の企画立案に関すること。 2 医工連携の推進に関すること。 3 医農連携の推進に関すること。 4 産官学の連携による教育研究の推進に関すること。
		寄附講座	寄附講座の設置目的実現のための研究に関すること。
		受託講座	受託講座の設置目的実現のための研究に関すること。
		共同研究講座	共同研究講座の設置目的実現のための研究に関すること。
		知的財産権管理センター	知的財産権に係る教育・啓発活動に関すること。
地域・国際貢献推進本部	国際交流センター		1 海外の大学との協定の締結に関すること。 2 大学の研究者・学生・医療スタッフ等の国際交流・国際貢献に関すること。 3 医学・医療分野の学生・研究者・技術者等の大学への受入に関すること。 4 学外機関との国際交流企画の連携に関すること。
		生涯研修センター	1 地域医療に従事する医師その他の医療従事者に対する生涯教育に関すること。 2 学術医療情報の提供及び新しい医療技術の普及並びに医療資源の有効利用に関すること。 3 地域住民に対する健康・保健知識の啓発に関すること。
		地域医療支援センター	1 大学と地域医療機関及び保健福祉関係機関との連携強化に関すること。 2 キャリア形成支援により、地域医療に従事する医師等を育成、確保すること。

		3 地域医療機関への医師派遣に関する事。
危機対策室		1 法人の危機対策に関する事。 2 公益通報に関する事。 3 内部監査に関する事。 4 監事監査に関する事。 5 県の監査に関する事。 6 職員の考査に関する事。 7 災害対策に関する事。

(医科大学の組織)

第4条 大学の内部組織及び所掌事務は、次表のとおりとする。

内部組織及び診療科		所掌事務
学生部		1 学務及び教務の実施に関する事。 2 学生の厚生補導に関する事。
教育研究開発センター	教育研究開発部門	1 医学・保健看護学・薬学教育システム全般に関わる研究、開発及び企画に関する事。 2 医学・保健看護学・薬学教育の内容・方法及び授業改善（FD）に関わる研究、開発及び企画に関する事。 3 医学・保健看護学・薬学教育のカリキュラムに関わる研究、開発及び企画に関する事。 4 医学・保健看護学・薬学教育の臨床技能教育に関わる研究、開発及び企画に関する事。 5 医学・保健看護学・薬学教育の評価方法の研究に関する事。 6 入試制度の研究に関する事。
	教養教育部門	1 教養教育に係る企画、立案及び実施に関する事。 2 教養カリキュラムに係る実施体制及び講義・講師の調整に関する事。
	I R 部門	1 学生の成績に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関する事。 2 カリキュラムや教育活動に関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関する事。 3 卒業後のキャリアに関するデータ収集、管理、分析及び情報提供に関する事。
入試センター		1 医学部及び保健看護学部及び薬学部の入学者選抜に関する事。 2 大学入学共通テストに関する事。 3 高等教育の充実にに関する事。
図書館	紀三井寺館	1 図書館長印及び図書館印の管守に関する事。
	三葛館	2 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
	伏虎館	3 図書の購入受入れに関する事。 4 図書の分類整備に関する事。 5 図書目録の作成保存に関する事。 6 図書の出納保管に関する事。 7 文献の参考事務に関する事。 8 文献の交換、相互貸借及び複写に関する事。
共同利用施設	ラジオアイソトープ実験施設	1 アイソトープ使用の実験に関する事。 2 計測機器の管理運営に関する事。
	中央研究機器施設	試験研究用の機械器具の管理運営に関する事。

	動物実験施設	動物飼育の管理及び実験に関すること。	
伏虎共同利用施設	伏虎研究機器施設	試験研究用の機械器具の管理運営に関すること。	
	伏虎動物実験施設	動物飼育の管理及び実験に関すること。	
次世代医療研究センター		1 センターを拠点とした本学における医学、保健看護学及び薬学の相互連携に関すること。 2 センターを拠点とした産官学連携 に関すること。	
バイオメディカルサイエンスセンター	バイオマーカー解析部門	1 試料及び付随する情報の保存及び管理に関すること。 2 試料から作成した産物（培養細胞、核酸、タンパク質等）の保存及び管理に関すること。	
	検体管理部門	3 試料、産物及び情報の学内外の研究機関等への提供に関すること。	
	情報管理部門	4 試料、産物及び情報を用いた分子生物学的手法を含む様々な測定及び解析に関すること。	
	システム管理部門	5 学内外の研究機関等との様々な受託業務、受託研究及び共同研究等に関すること。	
医学部	医学科	医学科の校務に関すること。	
	先端医学研究所	生体調節機構研究部	生体機能調節物質及び免疫、神経並びにホルモンの研究に関すること。
		遺伝子制御学研究部	遺伝子レベルでの腫瘍学、発生学、再生医学等の分野に関する生命現象の研究に関すること。
分子病態解析研究部	ゲノム・オミックス解析の新規技術を基盤にした炎症免疫、腫瘍、ウイルス関連病態の研究に関すること。		
保健看護学部	保健看護学科	保健看護学科の校務に関すること。	
薬学部	薬学科	薬学科の校務に関すること。	
助産学専攻科		助産学専攻科の校務に関すること。	
大学院医学研究科		医学研究科の校務に関すること。	
大学院保健看護学研究科		大学院保健看護学研究科に関すること。	
みらい医療推進センター	げんき開発研究所	1 スポーツ医科学の研究にすること。 2 県民の健康増進に関すること。	
	サテライト診療所本町	患者の診療を通じた県民の健康増進に関すること。	
健康管理センター		職員及び学生等の健康管理に関すること。	
ワークライフバランス支援センター		1 託児施設の管理及び運営に関すること。 2 職員の出産又は育児休業からの職場復帰支援に関すること。 3 女性医師等のキャリア継続支援に関すること。 4 学童保育に関すること。	
看護キャリア開発センター		1 和歌山県内看護師等のキャリア開発に関すること。 2 大学保健看護学部生のキャリア開発に関すること。	
情報基盤センター		1 大学内ネットワークの運用管理に関すること。 2 情報関係業務の実施及び支援に関すること。 3 情報セキュリティポリシーに関すること。	
病院	糖尿病・内分泌・代謝内科 消化器内科 呼吸器内科・腫瘍内科 循環器内科 腎臓内科（人工透析） 血液内科 脳神経内科	患者の診療に関すること。	

リウマチ・膠原病科 小児科 神経精神科 心臓血管外科 呼吸器外科・乳腺外科 消化器・内分泌・小児外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 泌尿器科 産科・婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 皮膚科 歯科口腔外科 放射線科 リハビリテーション科 救急科 麻酔科 病理診断科		
救急・集中治療部	救急の患者及び重症患者の集中治療に関すること。	
総合周産期母子医療センター	周産期医療に関すること。	
腫瘍センター	薬物療法部門	薬物療法に関すること。
	放射線治療部門	放射線治療に関すること。
	緩和ケアセンター	緩和ケアに関すること。
	がん登録室	院内がん登録及び地域がん登録に関すること。
	がんゲノム医療部門	がんゲノム医療に関すること。
中央内視鏡部	内視鏡診断及び治療に関すること。	
血液浄化センター	血液の浄化に関すること。	
輸血部	輸血に関すること。	
薬剤部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調剤に関すること。</li> <li>2 製剤に関すること。</li> <li>3 薬剤の管理保管に関すること。</li> <li>4 麻薬及び覚せい剤の管理に関すること。</li> <li>5 服薬指導に関すること。</li> <li>6 附属病院紀北分院薬局の指導に関すること。</li> </ol>	
中央検査部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨床検査に関すること。</li> <li>2 附属病院紀北分院中央検査室の指導に関すること。</li> </ol>	
中央放射線部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線診断及び治療に関すること。</li> <li>2 附属病院紀北分院放射線科の指導に関すること。</li> </ol>	
中央手術部	手術に関すること。	
中央滅菌部	医療材料・器具の滅菌に関すること。	
リハビリテーション部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リハビリテーションに関すること。</li> <li>2 附属病院紀北分院のリハビリテーション科の指導に関すること。</li> </ol>	
病態栄養治療部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養治療に関すること。</li> </ol>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 患者給食及び栄養管理に関すること。</li> <li>3 附属病院紀北分院栄養管理室の指導に関すること。</li> </ul>
医療安全推進部		医療安全の推進及び管理に関すること。
感染制御部		病院における感染症の予防に関すること。
医療情報部		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療情報システムに関すること。</li> <li>2 診療録の管理に関すること。</li> </ul>
高度救命救急センター		救急患者の治療に関すること。
卒後臨床研修センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 研修医の卒後臨床研修に関すること。</li> <li>2 専攻医の専門研修に関すること。</li> </ul>
臨床工学センター		医療機器の操作及び保守管理に関すること。
患者支援センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 病床管理に関すること。</li> <li>2 予約センターに関すること。</li> <li>3 地域連携に関すること。</li> <li>4 がん相談支援センターに関すること。</li> <li>5 退院・転院・在宅療養支援に関すること。</li> <li>6 医療福祉相談に関すること。</li> </ul>
認知症疾患医療センター		認知症疾患に関すること。
肝疾患相談支援センター		肝疾患に関すること。
リウマチ・膠原病センター		リウマチ及び膠原病疾患に関すること。
臨床研究センター	監査室	附属病院における臨床研究の監査に関すること。
	臨床研究教育・管理部門 治験管理部門 臨床研究支援部門 データセンター部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 治験（医師主導治験を含む。）等の実施支援に関すること。</li> <li>2 人を対象とする医学系研究（臨床研究を含む。）の支援に関すること。</li> <li>3 その他本学の人を対象とする医学系研究（臨床研究を含む。）の水準向上に必要な業務に関すること。</li> </ul>
	臨床研究センター事務室	次条の表に定める所掌事務のうち、臨床研究センター事務室の掌事務全て
遺伝診療部		遺伝診療及び遺伝カウンセリングに関すること。
膵がんセンター		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 膵がんの診断及び治療に関すること。</li> <li>2 膵がんの診断及び治療の教育に関すること。</li> <li>3 膵がんの研究に関すること。</li> <li>4 患者等に対する相談対応、情報提供及び地域連携に関すること。</li> <li>5 その他膵がん医療に関すること。</li> </ul>
脳卒中センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 脳卒中の高度で先進的な医療の提供に関すること。</li> <li>2 脳卒中医療の中核機関として、診断支援等をはじめとする地域医療機関との医療連携に関すること。</li> <li>3 センターの活動を維持し、発展させるための専門的医療従事者の人材育成に関すること。</li> <li>4 患者等に対する相談支援、地域住民への情報提供及び啓発に関すること。</li> <li>5 脳卒中治療における新たな技術等の開発及び研究に関すること。</li> <li>6 その他脳卒中医療に関すること。</li> </ul>
小児医療センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 新生児から思春期までの子どもの成育サイクルに応じた最適な医療の提供に関すること。</li> </ul>

		<p>2 和歌山県内で唯一の高度先進医療を担う中核拠点としての各地域の拠点病院との医療連携に関すること。</p> <p>3 センターの活動を維持し、発展させるための専門的医療従事者の人材育成に関すること。</p> <p>4 子どもと家族に対する相談支援、地域住民への情報提供及び啓発に関すること。</p> <p>5 その他小児医療に関すること。</p>
	看護部	<p>1 療養上の世話に関すること。</p> <p>2 診療の補助に関すること。</p> <p>3 附属病院紀北分院看護部の指導に関すること。</p>
	事務局	<p>総務課 広報室 経営企画課 研究推進課 施設管理課 医事課 経理課</p> <p>次条の表に定める所掌事務のうち、附属病院運営に関すること。</p>
附属病院紀北分院		
	内科 小児科 外科 脳神経外科 整形外科 眼科 皮膚科 リハビリテーション科 麻酔科	患者の診療に関すること。
	薬局	<p>1 調剤に関すること。</p> <p>2 製剤に関すること。</p> <p>3 薬剤の管理保管に関すること。</p> <p>4 麻薬及び覚せい剤の管理に関すること。</p> <p>5 服薬指導に関すること。</p>
	放射線室	放射線診断に関すること。
	中央検査室	臨床検査に関すること。
	栄養管理室	<p>1 栄養治療に関すること。</p> <p>2 患者給食及び栄養管理に関すること。</p>
	医療安全推進室	医療安全の推進及び管理に関すること。
	感染制御室	病院における感染症の予防に関すること。
	地域医療連携室	<p>1 病院地域連携に関すること。</p> <p>2 退院・転院・在宅療養支援に関すること。</p> <p>3 医療福祉相談に関すること。</p>
	医療支援室	<p>1 病院医療支援に関すること。</p> <p>2 医療相談に関すること。</p> <p>3 医療研修会に関すること。</p>
	認知症疾患医療センター	認知症疾患に関すること。
	看護部	<p>1 療養上の世話に関すること。</p> <p>2 診療の補助に関すること。</p>
	紀北分院事務室	次条の表に定める所掌事務のうち、紀北分院事務室の所掌事務全て

(事務局の組織)

第5条 法人に事務局を置き、その内部組織及び所掌事務は、次表のとおりとする。

内部組織		所掌事務
事務局	総務課 総務班 給与班 人事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学の儀式に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 大学の管理運営の総括に関すること。</li> <li>3 大学の諸規則の制定及び改廃の総括に関すること。</li> <li>4 公印の管守に関すること（他課室に属するものを除く。）。</li> <li>5 労務に関すること。</li> <li>6 職員の採用に関すること。</li> <li>7 職員の人事、給与及び研修に関すること。</li> <li>8 職員の福利厚生に関すること。</li> <li>9 理事長、副理事長、理事及び理事会に関すること。</li> <li>10 教育研究審議会に関すること。</li> <li>11 文書の収受及び発送に関すること。</li> <li>12 学内助教に関すること。</li> <li>13 情報公開及び個人情報保護の総括に関すること。</li> <li>14 訴訟の総括に関すること。</li> <li>15 高等教育機関コンソーシアムに関すること。</li> <li>16 地域・国際貢献推進本部に関すること。</li> <li>17 旅費システムの運用に関すること。</li> <li>18 支払事務に関すること。</li> <li>19 現金（他の課室の所掌に属するものを除く。）及び有価証券の出納及び保管に関すること。</li> <li>20 取扱金融機関の指定及び契約に関すること。</li> <li>21 ファームバンキングシステムの運用に関すること。</li> <li>22 事務局課室の調整に関すること。</li> <li>23 他課の主管に属しないものに関すること。</li> </ol>
	広報室	大学の広報に関すること。
	経営企画課 経営班 財務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の経営の統括に関すること。</li> <li>2 経営審議会に関すること。</li> <li>3 病院の経営に関すること。</li> <li>4 予算編成に関すること。</li> <li>5 重要施策の調査、研究、企画及び調整に関すること。</li> <li><del>6 企画戦略機構に関すること。</del></li> <li>6 中期目標の法人の意見のとりまとめに関すること。</li> <li>7 中期計画、年度計画の策定及び進行管理に関すること。</li> <li>8 法人の自己点検、評価に関すること。</li> <li>9 県評価委員会に関すること。</li> <li>10 外部評価に関すること。</li> <li>11 大学の管理運営についての調査、研究、企画及び調整に関すること。</li> <li>12 財務会計新システムの運用に関すること。</li> <li>13 会計諸規程の制定又は改廃に関すること。</li> <li>14 資金の管理運用に関すること。</li> <li>15 決算の総括に関すること。</li> <li>16 財務諸表の作成に関すること。</li> <li>17 棚卸の総括に関すること。</li> <li>18 会計監査人の監査に関すること。</li> <li>19 入札制度に関すること。</li> <li>20 政府調達苦情検討委員会に関すること。</li> </ol>

研究推進課	企画振興班 研究支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的研究費及び研究活動の不正防止に関する事。</li> <li>2 みらい医療推進センターに関する事。</li> <li>3 産官学連携推進本部に関する事。</li> <li>4 特定臨床研究監査委員会の運営に関する事。</li> <li>5 公的研究費その他外部資金に関する事。</li> <li>6 共同研究及び産官学の連携に関する事。</li> <li>7 発明、特許その他知的財産管理に関する事。</li> <li>8 共同利用施設に関する事。</li> <li>9 教育研究備品に関する事。</li> <li>10 遺伝子組み換え実験に関する事。</li> <li>11 利益相反に関する事。</li> <li>12 大学の研究助成に関する事。</li> <li>13 バイオメディカルサイエンスセンターに関する事。</li> </ol>
施設管理課	管理班 整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財産（不動産に限る。）及び施設の管理に関する事。</li> <li>2 校内及び病院内の取締りに関する事（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 工事の計画、設計、監理、施工及び検査に関する事。</li> <li>4 消防計画に関する事。</li> </ol>
学生課	教務班 入試学務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程及び授業に関する事。</li> <li>2 大学院研究生及び博士研究員に関する事。</li> <li>3 育英及び奨学資金に関する事。</li> <li>4 教科用図書及び教材教具に関する事。</li> <li>5 解剖体に関する事。</li> <li>6 学位に関する事。</li> <li>7 学生募集に関する事。</li> <li>8 学生の入学、退学、除籍、転学、休学及び卒業に関する事。</li> <li>9 学生の学籍に関する事。</li> <li>10 学生の保健衛生に関する事。</li> <li>11 学生の自由活動に関する事。</li> <li>12 学生の諸願出及び各種証明に関する事。</li> <li>13 授業料等に関する事。</li> <li>14 学生の国際交流、支援に関する事。</li> <li>15 教育研究開発センターに関する事。</li> <li>16 医学部教授会及び大学院医学研究科委員会に関する事。</li> <li>17 学生部委員会及び医学部教務学生委員会に関する事。</li> <li>18 その他教務、学務及び学生の厚生補導に関する事。</li> </ol>



保健看護学部 事務室	教学班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程及び授業に関する事。</li> <li>2 育英及び奨学資金に関する事。</li> <li>3 教科用図書及び教材教具に関する事。</li> <li>4 学位に関する事。</li> <li>5 学生募集に関する事。</li> <li>6 学生の入学、退学、除籍、転学、休学及び卒業に関する事。</li> <li>7 学生の学籍に関する事。</li> <li>8 学生の保健衛生に関する事。</li> <li>9 学生の自由活動に関する事。</li> <li>10 学生の実習に関する事。</li> <li>11 学生の諸願出及び各種証明に関する事。</li> <li>12 授業料等に関する事。</li> <li>13 公印の管守に関する事。</li> <li>14 保健看護学部教授会、助産学専攻科委員会及び大学院保健看護学研究科委員会に関する事。</li> <li>15 学生の国際交流、支援に関する事。</li> <li>16 文書の収受、発送に関する事。</li> <li>17 消防計画に関する事。</li> <li>18 その他教務、学務及び学生の厚生補導に関する事。</li> </ol>
薬学部 事務室	教学班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程及び授業に関する事。</li> <li>2 育英及び奨学資金に関する事。</li> <li>3 教科用図書及び教材教具に関する事。</li> <li>4 学位に関する事。</li> <li>5 学生募集に関する事。</li> <li>6 学生の入学、退学、除籍、転学、休学及び卒業に関する事。</li> <li>7 学生の学籍に関する事。</li> <li>8 学生の保健衛生に関する事。</li> <li>9 学生の自由活動に関する事。</li> <li>10 学生の実習に関する事。</li> <li>11 学生の諸願出及び各種証明に関する事。</li> <li>12 授業料等に関する事。</li> <li>13 公印の管守に関する事。</li> <li>14 薬学部教授会に関する事。</li> <li>15 学生の国際交流、支援に関する事。</li> <li>16 伏虎キャンパスの施設・設備の維持管理に関する事。</li> <li>17 薬学部設置認可の履行に関する事。</li> <li>18 研究に関する事。</li> <li>19 伏虎共同利用施設に関する事。</li> <li>20 次世代医療研究センターの庶務に関する事。</li> <li>21 消防計画に関する事。</li> <li>22 文書の収受、発送に関する事。</li> <li>23 その他教務、学務及び学生の厚生補導に関する事。</li> </ol>

経理課	企画総務班 情報管理班 調達用度班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の統計及び調査に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 病院機能評価に関すること。</li> <li>3 がん診療連携拠点病院に関すること。</li> <li>4 コンピュータシステムに関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 物品調達事務に関すること。</li> <li>6 物品管理供給システムの運用に関すること。</li> <li>7 財産（動産に限る。）の登録に関すること。</li> <li>8 財産（動産に限る。）の管理に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
医事課	医事管理班 医事収入班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院長印及び病院印の管守に関すること。</li> <li>2 病院（紀北分院を除く。以下同じ。）の文書の收受及び発送に関すること。</li> <li>3 病院収入の債権計上及び収納に関すること。</li> <li>4 外来患者及び入院患者の診療事務に関すること。</li> <li>5 患者サービス向上に関すること。</li> <li>6 医事の相談に関すること。</li> <li>7 高度先進医療や新基準の展開に関すること。</li> </ol>
紀北分院事務室	総務班 医事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事長印（副印）、分院長印及び分院印の管守に関すること。</li> <li>2 文書の收受、発送に関すること。</li> <li>3 予算、経理並びに金銭及び物品出納保管に関すること。</li> <li>4 決算に関すること。</li> <li>5 財産及び施設の管理に関すること。</li> <li>6 職員の扶養親族の認定、通勤手当、住居手当の確認及び決定に関すること。</li> <li>7 分院内の取締りに関すること。</li> <li>8 消防計画に関すること。</li> <li>9 情報公開及び個人情報保護に関すること。</li> <li>10 診療事務に関すること。</li> <li>11 病院収入の債権計上及び収納に関すること。</li> <li>12 病院統計及び調査に関すること。</li> <li>13 病院機能評価に関すること。</li> <li>14 病院の経営分析に関すること。</li> <li>15 訴訟に関すること。</li> <li>16 医療情報システムに関すること。</li> <li>17 医事の相談に関すること。</li> <li>18 その他分院に属する事務に関すること</li> </ol>
臨床研究センター事務室		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨床研究センターの管理運営の総括に関すること。</li> <li>2 倫理審査委員会（臨床倫理委員会を除く。）及び認定臨床研究審査委員会の運営に関すること。</li> <li>3 臨床研究中核病院に関すること（他室部門の所掌に関するものを除く。）。</li> <li>4 他室部門の主管に属しないものに関すること。</li> </ol>

2 前条の表の附属病院事務局、紀北分院事務室及び臨床研究センター事務室は、第1項中の内部組織が兼ねるものとする。

（推進本部等の職制）

第6条 第3条に定める組織に、それぞれ次の表に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げ

るとおりとする。

組織	職	職務	
産官学連携推進本部	本部長	上司の命を受け、当該本部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
産官学連携センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	企画戦略部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	寄附講座	管理者	上司の命を受け、当該講座に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	受託講座	管理者	上司の命を受け、当該講座に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	共同研究講座	管理者	上司の命を受け、当該講座に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
知的財産権管理センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
地域・国際貢献推進本部	本部長	上司の命を受け、当該本部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
国際交流センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副センター長が2人以上あるときは、あらかじめセンター長の定めるところにより、副センター長が当該職務を代理する。	
生涯研修センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
地域医療支援センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	事務長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副事務長	上司の命を受け、事務長を補佐し、事務長に事故があるときは、当該事務を代理する。	
	地域医療支援班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 上記のほか、事務長を補佐し、事務長に事故あるときは、当該職務を代理する。	
危機対策室	室長	上司の命を受け、危機対策室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	監査指導員	上司の命を受け、法人の内部監査及び監事監査に関する事務を掌理し、監査担当の法人職員を指揮監督する。	

(医科大学の職制)

第7条 第4条に定める組織に、それぞれ次の表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右

欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務	
学生部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副部長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の定めるところにより、副部長が当該職務を代理する。	
教育研究開発センター 教育研究開発部門 教養教育部門 I R 部門	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副部門長	上司の命を受け、部門長を補佐し、部門長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
入試センター 健康管理センター 看護キャリア開発センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
ワークライフバランス支援センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
図書館	館長	上司の命を受け、図書館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副館長	上司の命を受け、館長を補佐し、館長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	事務長	上司の命を受け、図書館に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
共同利用施設	施設長	上司の命を受け、当該研究所に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副施設長	上司の命を受け、施設長を補佐し、施設長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	ラジオアイソトープ実験施設	管理者	上司の命を受け、当該施設に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	中央研究機器施設	管理者	上司の命を受け、当該施設に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	動物実験施設	管理者	上司の命を受け、当該施設に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
伏虎共同利用施設	施設長	上司の命を受け、当該研究所に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副施設長	上司の命を受け、施設長を補佐し、施設長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	伏虎研究機器施設	管理者	上司の命を受け、当該施設に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	伏虎動物実験施設	管理者	上司の命を受け、当該施設に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

次世代医療研究センター	センター長	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	バイオメディカルサイエンスセンター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
		副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	バイオマーカー解析部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副部門長	上司の命を受け、部門長を補佐し、部門長に事故あるときは、当該職務を代理する。
	検体管理部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	情報管理部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	システム管理部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する
	医学部	学部長	学部長
副学部長			上司の命を受け、学部長を補佐し、学部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
先端医学研究所		所長	上司の命を受け、当該研究所に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
保健看護学部	学部長	上司の命を受け、当該学部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	学科長	上司の命を受け、当該学科に属する校務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
薬学部	学部長	上司の命を受け、当該学部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	副学部長	上司の命を受け、学部長を補佐し、学部長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
助産学専攻科	専攻科長	上司の命を受け、当該専攻科に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
大学院医学研究科	医学研究科長	上司の命を受け、当該研究科に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
大学院保健看護学研究科	研究科長	上司の命を受け、当該研究科に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
みらい医療推進センター	センター長	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		事務長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	げんき開発研究所	所長	上司の命を受け、当該研究所に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。

サテライト診療所 本町	所長	上司の命を受け、当該診療所に属する診療業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
情報基盤センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	事務長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
附属病院	病院長	上司の命を受け、当該病院に属する院務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副院長	上司の命を受け、病院長を補佐し、病院長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副院長が2人以上あるときは、あらかじめ病院長の定めるところにより、副院長が当該職務を代理する。 副院長のうち1人は、附属病院紀北分院長の職にある者が兼務する。 副院長のうち1人は、附属病院看護部長の職にある者が兼務する。
	科長	上司の命を受け、当該診療科に属する診療業務を掌理し、所属職員を指揮監督し、又診療に従事する。
	副科長	上司の命を受け、当該科長を補佐し、診療に従事する。 当該科長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	外来医長	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事し、又当該診療科外来部門を統括する。
	病棟医長	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事し、又当該診療科病棟部門を統括する。
	医員	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事する。
中央検査部 中央放射線部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	技師長	上司の命を受け、当該部に属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副技師長	上司の命を受け、技師長を補佐し、技師長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副技師長が2人以上あるときは、あらかじめ技師長の定めるところにより職務を代理する。
中央手術部 輸血部 救急・集中治療部 中央内視鏡部 医療安全推進部 感染制御部 医療情報部 遺伝診療部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、次長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の定めるところにより、職務を代理する。
中央滅菌部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮

		監督する。
リハビリテーション部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	療法士長	上司の命を受け、当該部に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
病態栄養治療部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	栄養士長	上司の命を受け、当該部に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副栄養士長	上司の命を受け、栄養士長を補佐し、栄養士長に事故があるときは、当該職務を代理する。
血液浄化センター 総合周産期母子医療センター 高度救命救急センター 患者支援センター 膝がんセンター 脳卒中センター 小児医療センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副センター長が2人以上あるときは、あらかじめセンター長の定めるところにより、副センター長が当該職務を代理する。
卒後臨床研修センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副センター長が2人以上あるときは、あらかじめセンター長の定めるところにより、副センター長が当該職務を代理する。
	事務長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副事務長	上司の命を受け、事務長を補佐し、事務長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	卒後臨床研修班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
腫瘍センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副センター長が2人以上あるときは、あらかじめセンター長の定めるところにより、副センター長が当該職務を代理する。
	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	緩和ケアセンター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	がん登録室	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮

	長	監督する。
認知症疾患医療センター 肝疾患相談支援センター リウマチ・膠原病センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
臨床工学センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副センター長が2人以上あるときは、あらかじめセンター長の定めるところにより、副センター長が当該職務を代理する。
	工学技士長	上司の命を受け、当該センターに属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
臨床研究センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	センター長代行	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副センター長	上司の命を受け、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、当該職務を代理する。
監査室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
臨床研究教育・管理部門 治験管理部門 臨床研究支援部門 データセンター部門	部門長	上司の命を受け、当該部門に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副部門長	上司の命を受け、部門長を補佐し、部門長に事故があるときは、当該職務を代理する。
薬剤部	部長	上司の命を受け、薬剤部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。
看護部	看護部長	上司の命を受け、当該部に属する看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ看護部長の定めるところにより、看護副部長が当該職務を代理する。 看護副部長のうち1人は、附属病院紀北分院看護部長の職にあるものが兼務する。
	総括看護師長	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
	看護師長	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
	主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
附属病院紀北分院	分院長	上司の命を受け、当該分院に属する院を掌理し、所属職員を指揮



		監督する。
	副分院長	上司の命を受け、分院長を補佐し、分院長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、副分院長が2人以上あるときか、あらかじめ分院長の定めるところにより、副分院長が当該職務を代理する。 副分院長のうち1人は、附属病院紀北分院看護部長の職にある者が兼務する。
	科長	上司の命を受け、当該診療科に属する診療業務を掌理し、所属職員を指揮監督し、又診療に従事する。
	副科長	上司の命を受け、当該科長を補佐し、診療に従事する。 当該科長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	外来医長	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事し、又当該診療科外来部門を統括する。
	病棟医長	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事し、又当該診療科病棟部門を統括する。
	医員	上司の命を受け、当該診療科の診療に従事する。
	薬局長	上司の命を受け、薬局の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	技師長	上司の命を受け、放射線室に属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。 上司の命を受け、中央検査室に属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	療法士長	上司の命を受け、リハビリテーション科に属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	栄養管理室長	上司の命を受け、栄養管理室に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	医療安全推進室長	上司の命を受け、医療安全推進室に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	感染制御室長	上司の命を受け、感染制御室に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	地域医療連携室長	上司の命を受け、地域医療連携室に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	医療支援室長	上司の命を受け、医療支援室に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	認知症疾患医療センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護部長	上司の命を受け、看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。 この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ看護部長の定めるところにより、看護副部長が当該職務を代理する。
	看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。

(事務局の職制)

第8条 第5条に定める組織に、次の表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
事務局	局長	上司の命を受け、事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	上司の命を受け、局長を補佐し、局長に事故があるときは、当該職務を代理する。
課	課長	上司の命を受け、当該課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。
室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
班	班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 上記の外、副課室長を置かない課室及び課に置かれた班の班長は、課室長を補佐し、課室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
医事課	医事相談員	上司の命を受け、医事相談業務に従事する。

(その他の職制)

第9条 必要に応じ、法人に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参事	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
企画員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
医療技師	上司の命を受け、医療に関する技術に従事する。
準主事	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
準技師	上司の命を受け、特に指定された技術業務に従事する。
司書	上司の命を受け、図書の整理等に関する事務に従事する。
研究補助員	上司の命を受け、研究補助事務に従事する。
副看護師長	上司の命を受け、看護業務に従事する。
主査看護師	
主査准看護師	
看護師主任	
副主査看護師	
副主査准看護師	
看護師	
准看護師	
主査助産師	

副主査助産師		
助産師		
現業技能員	上司の命を受け、技術的業務に従事する。	
技師補 及び現業員	運転業務員	上司の命を受け、自動車運転業務に従事する。
	ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの操作、管理及び修理業務に従事する。
	電話交換員	上司の命を受け、電話交換業務に従事する。
	営繕業務員	上司の命を受け、営繕業務に従事する。
	調理師	上司の命を受け、調理業務に従事する。
	看護補助員	上司の命を受け、看護の補助的業務に従事する。
	調剤員	上司の命を受け、薬局の補助的業務に従事する。
	守衛	上司の命を受け、庁舎施設等の警備及び保全業務に従事する。
	用務員	上司の命を受け、庁舎の清掃等の業務に従事する。
	調理補助員	上司の命を受け、調理の補助的業務に従事する。

(職の任命)

第10条 この規程に定める職は、法令、定款その他法人の規程に基づき理事長が命ずる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第7条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(公立大学法人和歌山県立医科大学教員住宅管理規程の一部改正)

- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学教員住宅管理規程（昭和 50 年 3 月 3 日和医大規程第 1 号）の一部を次のように改める。
  - 第 3 条中「総務課」を「施設管理課」に改める。
  - 第 10 条第 1 項中「施設管理室長」を「施設管理課長」に改める。
  - 第 17 条中「施設管理室長」を「施設管理課長」に改める。（公立大学法人和歌山県立医科大学予算・決算規程の一部改正）
- 3 公立大学法人和歌山県立医科大学予算・決算規程（平成 1 8 年 4 月 1 日和医大規程第 2 8 号）の一部を次のように改める。
  - 別表第 1（第 2 条関係）及び別表第 2（第 7 条関係）中「企画課」を「企画研究課」に、「病院課」を「医事課」に改める。（公立大学法人和歌山県立医科大学公印管理規程の一部改正）
- 4 公立大学法人和歌山県立医科大学公印管理規程（平成 1 8 年 4 月 1 日和医大規程第 7 3 号）の一部を次のように改める。
  - 別表（第 2 条関係）中「病院課」を「医事課」に改める。（公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程の一部改正）
- 5 公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程（平成 1 8 年 4 月 1 日和医大規程第 2 9 号）の一部を次のように改める。
  - 第 4 条第 3 項中「企画課」を「企画研究課」に、「病院課」を「医事課」に改める。（公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程の一部改正）
- 6 公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程（平成 1 9 年 3 月 1 9 日和医大規程第 1 3 号）の一部を次のように改める。
  - 別表（第 3 条関係）中「企画課」を「企画研究課」に、「病院課」を「医事課」に、「和医大病」を「和医大医」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院医療ガス安全管理委員会規程の一部改正）
- 7 和歌山県立医科大学附属病院医療ガス安全管理委員会規程（平成 1 1 年 7 月 2 1 日和大規程第 6 3 号）の一部を次のように改める。
  - 第 3 条第 1 項第 6 号中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院医療安全推進規程の一部改正）
- 8 和歌山県立医科大学附属病院医療安全推進規程（平成 1 4 年 4 月 2 日和医大規程第 1 0 号）の一部を次のように改める。
  - 第 6 条第 1 項第 5 号、第 1 4 条第 1 項第 4 号、第 2 2 条第 1 項第 5 号、第 2 6 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院医療情報システム運用管理規程の一部改正）
- 9 和歌山県立医科大学附属病院医療情報システム運用管理規程（平成 1 7 年 1 月 2 7 日和医大規程第 1 3 5 号）の一部を次のように改める。
  - 別表第 1 及び別表第 2 中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院医療用材料検討委員会規程の一部改正）
- 10 和歌山県立医科大学附属病院医療用材料検討委員会規程（平成 8 年 4 月 1 日和医大規程第 1 8 号）の一部を次のように改める。
  - 第 3 条第 5 項第 3 号中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院感染予防対策委員会規程の一部改正）
- 11 和歌山県立医科大学附属病院感染予防対策委員会規程（平成 2 0 年 7 月 2 2 日和医大規程第 2 5 号）の一部を次のように改める。
  - 第 9 条中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院病床管理委員会規程の一部改正）
- 12 和歌山県立医科大学附属病院病床管理委員会規程（平成 1 1 年 9 月 6 日）の一部を次のように改める。
  - 第 3 条第 8 号中「病院課」を「医事課」に改める。（公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院収入事務取扱規程の一部改正）
- 13 公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院収入事務取扱規程（平成 1 8 年 4 月 1 日和医大規程第 1 4 7 号）の一部を次のように改める。
  - 第 1 5 条中「病院課」を「医事課」に改める。（和歌山県立医科大学附属病院経営委員会規程の一部改正）

- 14 和歌山県立医科大学附属病院経営委員会規程（平成7年5月1日）の一部を次のように改める。  
第2条第7号中「病院課」を「医事課」に改める。  
（和歌山県立医科大学附属病院薬事委員会規程の一部改正）
- 15 和歌山県立医科大学附属病院薬事委員会規程（平成8年7月1日和医大規程第11号）の一部を次のように改める。  
第3条第6項第2号中「病院課」を「医事課」に改める。  
（和歌山県立医科大学附属病院託児施設管理運営規程の一部改正）
- 16 和歌山県立医科大学附属病院託児施設管理運営規程（平成22年1月1日和医大規程第66号）の一部を次のように改める。  
第5条第3号中「病院課」を「医事課」に改める。  
（和歌山県立医科大学附属病院病院長選考規程の一部改正）
- 17 和歌山県立医科大学附属病院病院長選考規程（平成16年1月20日和医大規程第17号）の一部を次のように改める。  
別表中「企画課」を「企画研究課」に、「会計課」を「経理課」に、「病院課」を「医事課」に改める。  
（公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院臨床倫理委員会規程の一部改正）
- 18 公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院臨床倫理委員会規程（平成23年3月1日和医大規程第69号）の一部を次のように改める。  
第8条中「病院課」を「医事課」に改める。この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成23年7月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成24年1月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成25年9月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成27年1月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成27年4月21日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 附 則  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
（公立大学法人和歌山県立医科大学法人経営室設置規程の廃止）
- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学法人経営室設置規程（平成23年4月1日和医大規程第9号）は廃止す

る。

(公立大学法人和歌山県立医科大学経営審議会規程の一部改正)

- 3 公立大学法人和歌山県立医科大学経営審議会規程(平成18年4月1日和医大規程第41号)の一部を次のように改める。

第10条中「法人経営室」を「経営企画課」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学企画戦略機構設置規程の一部改正)

- 4 公立大学法人和歌山県立医科大学企画戦略機構設置規程(平成18年4月1日和医大規程第43号)の一部を次のように改める。

第5条中「企画研究課」を「経営企画課」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学法人経営会議規程の一部改正)

- 5 公立大学法人和歌山県立医科大学法人経営会議規程(平成24年5月15日和医大規程第52号)の一部を次のように改める。

第7条中「法人経営室」を「経営企画課」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学知的財産権管理センター設置規程の一部改正)

- 6 公立大学法人和歌山県立医科大学知的財産権管理センター設置規程(平成23年4月1日和医大規程第9号)の一部を次のように改める。

第2条第2号及び第5条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学附属病院長候補者選考規程の一部改正)

- 7 和歌山県立医科大学附属病院長候補者選考規程(平成16年1月20日和医大規程第17号)の一部を次のように改める。

別表中「、企画研究課長」を「、経営企画課長、研究推進課長」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程の一部改正)

- 8 公立大学法人和歌山県立医科大学評価委員会規程(平成18年10月24日和医大規程第182号)の一部を次のように改める。

第8条第1項中「企画研究課」を「経営企画課」に改める。

(和歌山県立医科大学災害対策委員会規程の一部改正)

- 9 和歌山県立医科大学災害対策委員会規程(平成10年5月6日和医大規程第1号)の一部を次のように改める。

第3条第6項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同項第12号中「7人」を「8人」に改め、同号を同項第11号とする。

(和歌山県立医科大学利益相反マネジメント委員会規程の一部改正)

- 10 和歌山県立医科大学利益相反マネジメント委員会規程(平成21年9月24日和医大規程第47号)の一部を次のように改める。

第12条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学研究活動活性化委員会規程の一部改正)

- 11 和歌山県立医科大学研究活動活性化委員会設置規程(平成18年4月1日和医大規程第106号)の一部を次のように改める。

第6条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学受託研究審査委員会規程の一部改正)

- 12 和歌山県立医科大学受託研究審査委員会規程(平成18年4月1日和医大規程第33号)の一部を次のように改める。

第7条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学科学研究費助成事業取扱規程の一部改正)

- 13 和歌山県立医科大学科学研究費助成事業取扱規程(平成18年8月1日和医大規程167号)の一部を次のように改める。

第3条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学次世代リーダー賞・若手研究奨励賞選考委員会設置規程の一部改正)

- 14 和歌山県立医科大学次世代リーダー賞・若手研究奨励賞選考委員会設置規程(平成22年12月1日和医大規程第59号)の一部を次のように改める。

第11条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(和歌山県立医科大学次世代リーダー賞・若手研究奨励賞選考規程の一部改正)

- 15 和歌山県立医科大学次世代リーダー賞・若手研究奨励賞選考規程(平成22年12月1日和医大規程第58号)の一部を次のように改める。

第4条中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程の一部改正)

- 16 公立大学法人和歌山県立医科大学文書処理規程(平成19年3月19日和医大規定第13号)の一部を次のように改める。

別表(第3条関係)中

法人経営室	和医大法
危機対策室	和医大危
事務局総務課	和医大総
事務局企画研究課	和医大企

を

「

危機対策室	和医大危
事務局総務課	和医大総
事務局経営企画課	和医大経企
事務局研究推進課	和医大研

」に、

健康増進・癒しの科学センター	和医大健
臨床研究センター	和医大臨
先進医療開発センター	和医大開

」を

「

産官学連携センター	和医大産
臨床研究センター	和医大臨
みらい医療推進センター	和医大み

」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学予算・決算規程の一部改正)

- 17 公立大学法人和歌山県立医科大学予算・決算規程(平成18年4月1日和医大規程第28号)の一部を次のように改める。

第20条第2項及び第21条中「法人経営室長」を「経営企画課長」に改める。

別表第1中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

別表第2中「法人経営室長、」を削り、「総務課長」の次に「、経営企画課長」を加え、「企画研究課長」を「研究推進課長」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学固定資産管理規程の一部改正)

- 18 公立大学法人和歌山県立医科大学固定資産管理規程(平成18年4月1日和医大規程第25号)の一部を次のように改める。

第8条第2項中「、法人経営室長」を「、経営企画課長」に、「、危機対策室長」を「及び危機対策室長」に改め、「及び法人経営室長」を削る。

(公立大学法人和歌山県立医科大学棚卸資産管理規程の一部改正)

- 19 公立大学法人和歌山県立医科大学棚卸資産管理規程(平成18年4月1日和医大規程第27号)の一部を次のように改める。

第5条第2項中「法人経営室長」を「経営企画課長」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程の一部改正)

- 20 公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程(平成18年4月1日和医大規程第29号)の一部を次のように改める。

第4条第3項中「、企画研究課」を「、経営企画課、研究推進課」に改める。

(公立大学法人和歌山県立医科大学勤務発明規程の一部改正)

- 21 公立大学法人和歌山県立医科大学勤務発明規程(平成18年4月1日和医大規程第63号)の一部を次の

ように改める。

第4条第2項中「企画研究課」を「研究推進課」に改める。

第6条第6項第2号中「・イノベーション推進研究」を削る。

(和歌山県立医科大学附属病院科長会規程の一部改正)

22 和歌山県立医科大学附属病院科長会規程(昭和55年9月16日和医大規程第3号)の一部を次のように改める。

第2条中「、法人経営室長」を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。